

藤枝市家庭医療センター（仮称） 愛称募集要項

1. 募集の目的

藤枝市立総合病院では、令和8年4月の開院を目指す「藤枝市家庭医療センター（仮称）」の愛称を広く募集します。このセンターは、総合診療専門医（家庭医）による幅広い診療領域をカバーする医療機能に加え、総合診療専門医の養成機能、訪問診療・看護の拠点機能を兼ね備えた地域密着型のクリニックです。県中部地域初の家庭医療センターとして整備され、地域に末永く親しまれ、利用される施設となることを目指します。

2. 対象施設

名 称	藤枝市家庭医療センター（仮称）
場 所	藤枝市南新屋 246-1（通称“五叉路、付近の近藤胃腸科外科跡地”）
地 図	
施設概要	<ul style="list-style-type: none">・ 幅広い診療領域をカバーする医療機能と、総合診療専門医（家庭医）の養成機能、訪問診療・看護の拠点機能を兼ね備えた地域密着型のクリニックとして整備します。・ 診療は内科、小児科、婦人科、外科、整形外科、皮膚科などに対応し、複数の疾患を抱える方にはセンターだけでまとめて診察ができる利便性が生まれます。・ 必要に応じ医師会や市立病院などと連携して専門的な医療機関へ適切に紹介できる体制も構築します。・ 併設する訪問看護ステーションは、24時間365日体制で看護サービスを提供し、退院後の自宅療養や在宅での看取りまで対応して訪問診療の充実を図ります。

2. 募集期間

令和7年10月1日（水）から令和7年10月31日（金）まで

3. 応募資格

以下のいずれかに該当する方が応募できます。

- ・ 藤枝市内に在住の方
- ・ 市内に通勤・通学している方
- ・ 藤枝市立総合病院を利用している方

※18歳未満の方は、親権者の同意を得たうえでご応募ください。親権者の同意がない場合、採用を取り消すことがあります。

※採用された方には、令和8年3月28日に予定されている開院式内覧会にご出席いただき、記念品を贈呈します。本人確認を行う場合があります。なお、出席に伴う交通費等は採用された方の自己負担となります。

4. 応募方法

藤枝市立総合病院ホームページ内に設置する専用応募フォーム（WEBフォーム）又は院内設置の応募箱より応募してください。

【必要事項】

- ・ 応募する愛称（ふりがな）
- ・ 愛称に込めた意味・理由・由来・想いなど
- ・ 氏名・住所・電話番号・メールアドレス・生年月日
- ・ 応募資格の該当区分（市内在住／市内通勤・通学／当院利用）
- ・ 応募資格の移動区分が市内通勤・通学の方は勤務している事業所名・事業所住所

※応募内容に不備がある場合は、無効となる場合があります。

5. 応募要件

- ・ 誰もが読みやすく、地域の方々に親しまれる愛称であること
- ・ 藤枝市や地域医療の特色が感じられ、施設のイメージが伝わる愛称であること
- ・ 他施設と混同されず、特徴のある愛称であること
- ・ 応募はお一人につき1点まで（複数応募はすべて無効となる可能性があります）
- ・ 応募者自身が創作したものであること
- ・ 採用された愛称は、施設の看板やパンフレットなど、各種媒体で自由に使用されます。
- ・ 必要に応じて、選定作品には修正を加えることがあります。
- ・ 応募にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう十分ご注意ください。
- ・ 応募者の個人情報、愛称募集に関する事務以外には使用しません。ただし、受賞者については氏名、住所（市町村名まで）、年齢を公表し、報道機関にも提供されます。
- ・ 以下の愛称は選考対象外となります
 - ① 公序良俗に反するもの
 - ② 誹謗中傷を含むもの
 - ③ 提出書類に不備・虚偽があるもの
 - ④ 既発表名称と同一、または酷似しているもの
 - ⑤ 第三者の知的財産権を侵害する恐れがあるもの
 - ⑥ 法令または本募集要項に違反するもの

6. 選考方法

- ・ 応募愛称は、「藤枝市家庭医療センター愛称選考委員会」のメンバーにより、厳正に審査・選定し、採用愛称1点を決定します。

- ・ 同一愛称が複数応募された場合は、その意味・理由・由来・想いなどを考慮して決定します。
- ・ 選考内容に関するお問い合わせには応じかねます。
- ・ 適当な愛称がない場合、採用を見送ることがあります。

7. 注意事項

- ・ 採用された愛称の著作権およびその他一切の権利は、藤枝市立総合病院に帰属します。記念品を除き、応募者への対価の支払いはありません。
- ・ 応募に要する費用は、応募者の負担となります。
- ・ 採用決定後に権利侵害が判明した場合、採用は取り消され、記念品の返還を求めることがあります。また、発生した責任はすべて応募者に帰属し、藤枝市立総合病院は責任を負いません。
- ・ 本募集要項に定めのない事項については、藤枝市立総合病院の判断により決定します。
- ・ 応募をもって、本募集要項に同意いただいたものとみなします。
- ・ 本募集要項の内容は、今後変更・追加されることがあります。その場合、既に応募された方が同意できない場合は応募を撤回できますが、費用等の補償はいたしかねます。

8. 発表・記念品

- ・ 採用された愛称は令和7年12月中旬頃に市や病院のホームページや広報誌、メディアなどで公表予定です。
- ・ 採用者には、QUOカード3万円分と藤枝市立総合病院の健診無料券を贈呈します。
- ・ 採用者には、採用決定後、電話またはメールでご連絡します。

9. お問い合わせ

藤枝市立総合病院 経営企画課 広報企画係
TEL：054-646-1111（代表）